

課題事件：『弁護士懲戒請求書事件』（知財高判令和3年12月22日）

発表日： 2022年6月24日

担当者：大熊 裕司・ガニング麗奈

### 【案件整理】

有名事件の弁護士Yについて、非利害関係人Xが弁護士会に懲戒請求書を提出し、新聞社にもその事実を報道させた。弁護士Yは、自身のブログにおいて、Xの懲戒請求に対し、反論した。この時Yは、当該懲戒請求書のPDFへのリンクを貼る形で、インターネットで送信した。これに対し、Xは、プライバシー侵害、著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害があったとして、Yを提訴し、ブログの削除及び損害賠償を請求した。

原審は、当該懲戒請求書が公表された著作物といえないとして、公衆送信権侵害及び公表権侵害が成立するとした。Yが主張した引用の抗弁については、Yが当該懲戒請求書全文のPDF全文のリンクを貼ることは、公正な慣行に合致しない、引用の目的上正当な範囲内で行われるものとはいえないとして、引用の抗弁を否定した。また、Yの主張した権利濫用の抗弁について、公表権侵害については権利濫用にあたるが、公衆送信権侵害については権利濫用にあたらないと判示した。すなわち、原審は、公衆送信権侵害を理由に、ブログを削除することをYに命じた。なお、プライバシー侵害は成立しないと判示している。

知財高裁では、原審と同様、著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害が成立するとしながら、公表権侵害のみならず公衆送信権侵害についても、Xに権利濫用が認められるとして、Xの請求を棄却する判断をした。Xは、最高裁に上告受理の申立てを行ったが、不受理決定がされた。

### 【ゼミでの主な議論】

議論では、当該懲戒請求書は公表されたといえるか、Y1が当該懲戒請求書全文のリンクを貼ったことが引用と評価できるか、Xの懲戒請求の目的、Y1が当該懲戒請求書全文のリンクを貼った必要性等についてコメントがあった。また、本件から派生した問いとして、懲戒請求書等（契約書等）の著作物性を業務上どのように意識しているか、Y1の意思に反してブログを削除したプロバイダー等事業者側の責任や対応についての課題を共有した。

## 【所感】

全体を通して、著作権侵害や権利濫用の抗弁がどのように利用されるのか、簡潔に学べた判例でした。議論では、契約書等のドラフティングを著作物と意識するか、ゼミ生の弁護士の方も含め、お話を伺いました。契約書や特許明細書、社内規定などの機能的な役割をもつ文書の表現は、論理的にまとめられた秀逸な表現ほどシンプルで似通ってくるというご意見が印象的でした。社外の専門家にドラフトを依頼する企業側として、プロに仕事を委託する心得が必要だと再認識しました。また、米国の訴訟を含め自治に任せる/フェアユースなどと日本法の違いを伺えたのが印象に残っています。情報が容易に国境を超えるなか、国によって扱いが変わるのは、一市民として、理解するのが難しいという印象を強くしました。また、著作権を侵害しないで過ごすことは、現実的に難しい時代になっている、という飯村先生のコメントに考えさせられました。最後に、ペアになった大熊さんには、判例の理解から原稿の校閲、また議論の論点の検討など、様々な点で協力出来たこと、感謝申し上げます。

( ガニング )

判例ゼミ発表直前に、最高裁で記録を閲覧してきました(なお、判例ゼミ発表後の2022年7月6日付で、上告受理の申立ては不受理決定されています。)

第一審で一部敗訴したY1は、控訴審段階で田村善之先生の意見書を証拠として提出し、意見書を全て主張として引用しました。田村先生のご見解は、著作権法32条で規定されている引用要件のうち、公表された著作物である要件については、それを要求している趣旨が、経済的利益を回収する機会を与えることであるとして、Xには、公表された著作物である要件が充足されていないことを主張する正当な利益はなく、引用の他の要件も充足することから、Y1がリンクを貼った行為は、引用に該当するというものでした。なお、本件事案を前提とすると、権利濫用にも該当するというものでした。

控訴審でも、公表された著作物である要件が否定され、引用の抗弁は認められませんでした。田村先生の意見書のとおり、引用の他の要件は満たされているとして、第一審とは異なり、公衆送信権についても、Xの権利濫用が認められるとして、Y1の逆転勝訴となりました。

田村先生の意見書がそのまま採用されているような判決であり、田村先生の論文発表を楽しみにしたいです。(大熊)